

富士吉田市宿泊税導入検討審議会
第2回審議会 議事要旨

日時　　：令和7年11月6日（木）午後2時30分～午後4時

場所　　：富士吉田市役所 本館3階大会議室

出席者　：委員 菅野 正洋（会長及び議長）

委員 雨宮 正雄

委員 眞田 吉郎

委員 遠山 喜一郎

委員 戸田 元

委員 半田 初幸（欠席）

委員 八木 育

委員 和光 康雄

委員 渡邊 和彦

委員 渡邊 隆信

委員 渡辺 利彦

事務局

※委員の名称は50音順、敬称略

1. 議事の概要

(会長)

事務局より第1回審議会の質疑・意見について報告をお願いしたい。

(事務局)

資料のとおり説明

(会長)

質問や意見があれば発言をお願いしたい。

(全委員)

なし

(会長)

事務局より宿泊税の課税要件及びその他の検討について説明をお願いしたい。

(事務局)

資料のとおり説明

(会長)

質問や意見があれば発言をお願いしたい。

(委員)

宿泊税による概算収取は約 1.4 億円と試算しているが、対象となる宿泊事業者はどのような内訳か。また、制度上の公共施設（富士吉田市立青少年センター等）はどう取り扱うか。

(事務局)

2024 年現在、ホテル及び旅館が 25 件、簡易宿泊施設が 84 件、民泊が 40 件、その他（山小屋、研修施設等）が 20 件で合計 169 件と把握している。公共施設については、制度上、旅館業法等の許可を得て運営している場合は対象となる。よって、富士吉田市立青少年センターも宿泊税を徴収してもらう対象となる。

(委員)

1.4 億円というのは何人の宿泊客が宿泊する試算なのか。

(事務局)

入湯税の客数を参考として、69 万人弱の宿泊客数で試算している。

(委員)

入湯税の客数を参考とするだけではなく、入湯税の対象となっていない施設も把握した上で検討を進めてほしい。

(委員)

- ①全ての宿泊客から公平に納税してもらえるような仕組みとなることを要望する。
- ②修学旅行生の課税免除について、類似のものとして学校行事、職場体験など様々なものがある。修学旅行生以外にも課税免除の対象となる者がいる可能性を考慮した上で、富士吉田市の特性にあった選択をしてほしい。
- ③宿泊税の納税義務者について、宿泊料金を添乗員 1 人分無料とする取り扱いをする団体旅行（インバウンド等の団体旅行に多い）が存在するため、具体的な定義が必要である。
- ④納税義務者が宿泊税をクレジットで支払う場合、宿泊税を含めた金額にクレジット手数料がかかると考える。宿泊事業者の負担を考慮する上でも、交付金の制度は必要である。

(事務局)

課税免除については学習指導要領に基づく形で整理していく。制度のその他具体的な内容については、整理していくとともに宿泊事業者説明会の機会に丁寧に説明していく。

(委員)

特別徴収交付金とは、特別徴収した宿泊事業者に対する謝礼のようなものという認識でよいか。

(会長)

手間をかけることに対する見返りのようなものと認識してよい。

(委員)

- ①新規で開業するような宿泊事業者への周知や対応はどうする予定か。
- ②乳幼児のような宿泊料が発生しない者の取り扱いはどうなるのか。
- ③修学旅行生の課税免除について、富士河口湖町と同様の設定をしているとのことだが、富士河口湖町が方針を変更した場合、富士河口湖町に合わせた取り扱いになるのか。考え方としても、単に他の自治体に合わせるという考え方ではなく、教育的な視点等での考え方が必要ではないか。
- ④観光以外（ビジネス等）で宿泊する者への納税理由を明確に整理しておく必要があるのではないか。

(事務局)

- ①様々な情報を基に把握に努め、案内していく。
- ②宿泊料金が発生する宿泊者に宿泊税を納税してもらう。
- ③富士河口湖町に合わせているわけではなく、学習指導要領に記載されている必要な取り組みに対して免除と考えているため、修学旅行生を免除としている。
- ④宿泊行為に対して納税義務が発生するものとしている。

(会長)

観光客とビジネス客を宿泊事業者が分けて把握するのは困難である。分けている自治体は把握している中では存在しない。加えて、国際的にも MICE などビジネスを対象とした観光産業があることから、宿泊した受益者として納税してもらうことが望ましい。

(委員)

宿泊事業者が宿泊者からこのような問い合わせを受けた際、適切に応対できるような制度設計や周知をお願いしたい。

(会長)

修学旅行生については、公益性が高いためや、政策的に誘致するためなどの理由で免除としている自治体は見受けられる。

(委員)

課税免除について、学校教育法第 1 条に規定されているものに限定してしまうと、規定されていない卒業旅行や NoBorder の旅行客なども対象とした場合など、漏れがでてしまう可能性がある。

(会長)

公的な免除ということとなると学校教育法第 1 条のような明確な線引きが必要と

なる。ここに規定されていない者については各自治体の判断で追加することとなるが、説明上、学校教育法第1条という基準は必要と考える。

(委員)

納付された宿泊税が何に使われていくのかが重要と考える。宿泊事業者が納付する以上は、導入後も宿泊事業者に対して説明を定期的にしてほしい。他の自治体の事例や富士吉田市の予定を今わかれば教えてほしい。

(会長)

まず、納付するのは宿泊事業者ではなくあくまで宿泊者であることを認識いただきたい。他自治体の事例としては、どの自治体も各種広報や資料等で毎年説明されている。福岡市では資料を印刷し配布していたり、俱知安町では宿泊税が活用されているものにステッカーを貼り付けていたりする。

(事務局)

市は、宿泊税が使われた結果について毎年公表していくことを考えている。

(委員)

資料①の課税要件の検討に、新倉山浅間公園など「特定エリアへの訪問」に対して検討したプロセスを残してほしい。また、税額200円及び税収1.4億円について、どのような施策にいくら必要かを踏まえた上で、妥当性を検討してほしい。

(会長)

承知した。事務局とも検討を進めていく。特に2点目の、どのような施策にいくら必要かは、宿泊税導入を進める中で行う「総務省への協議」にも必要であると認識している。

(委員)

眞田委員の発言を聞き、やはり「1.4億円あるから何をする」ではなく、「何をしたいから1.4億円必要」という考え方非常に重要なポイントだと再認識した。

(会長)

第1回審議会の中でも検討した部分なので、再確認しつつ議論を進めていく必要はある。

(委員)

総務省への協議等も踏まえ、宿泊税の使途については確たる考えをもって制度設計してほしい。

(会長)

承知した。

(委員)

総務省への協議も踏まえ、改めて、宿泊税の使途について現在の施策だけでなく将

来の施策に対しても考えてほしい。

(会長)

総務省は現在の施策よりも将来の施策を重視しているわけではないと考えているが、重要な視点ではあるので考え方については承知した。

(委員)

新聞等で、いわゆる闇民泊の存在が掲載されていたが、富士吉田市の状況は把握しているか。

(事務局)

現時点では把握はできていない。保健所とともに、適正に届出をしてもらうよう指導していく。

(委員)

罰則規定が検討事項にあるが、宿泊事業者に宿泊者数の報告義務はあるのか。また、富士吉田市は適正な宿泊者数を把握できるのか。

(事務局)

市は、徴税吏員の権限により宿泊台帳の提出を求める事もできる。正しく申告してもらっている考え方を前提として事務を進めていくが、必要に応じて他の税目同様に調査はしていく。

(委員)

検討事項とあったので確認をしたところだが、罰則規定は必要と考える。また、雨宮委員の発言であったクレジットの件について改めて確認をしたい。

(事務局)

宿泊事業者になるべく負荷をかけない形で制度設計は考えている。基本的には特別徴収交付金で対応していくが、協議をしていく中で整理し運用していきたい。

(委員)

クレジット手数料のことを考慮するなら、特別徴収交付金を定率ではなく定額とすることも検討してほしい。

(委員)

市民にとっては、宿泊税が自分たちにどのように還元されるのかが気になるところではないか。市民が潤うものが必要ということを認識しておいてもらいたい。審議会や答申で答えを出す必要はないが、常にそうした要望を聞き入れる体制を築いてほしい。

(委員)

様々な方に関わってもらう制度なので、様々な方に理解を得られるような制度設計をお願いしたい。

(委員)

インターネット等で募集をかける際や領収書への記載時に、内税か外税かどのように表示すればよいか。宿泊事業者で表示の統一が必要なのかも確認したい。

(会長)

基本的には各宿泊事業者の判断に委ねる形となることを想定している。

(委員)

富士吉田市と別に山梨県が宿泊税を導入することとなった場合、山梨県の導入を断ってもらいたい。やむを得ず山梨県が導入する場合は、富士吉田市が設定している税額分は富士吉田市に還元されるよう要望してもらいたい。福岡では市と県による宿泊税が導入されていると聞く。

(委員)

同じく、富士吉田市が設定している税額分は富士吉田市に還元されるべきと考える。

(会長)

福岡では、納められた宿泊税が県と市に振り分けられる。それは事前に県と市で調整した結果でもある。少なからず富士吉田市は山梨県と協議をしていただきたい。

(事務局)

承知した。

(会長)

本日いただいた意見と、欠席委員から事前にいただいていた「税額定額 200 円に賛成」及び「特別交付金の導入に賛成」を踏まえ、引き続き今後の協議を進めていきたい。